

第3編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象情報の収集伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施を図る。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台が発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等によって災害発生のおそれがある場合には、注意報・警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

表 気象予警報等の定義

区 分	内 容
注意報	気象現象等によって市域に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。
警 報	気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。
気象情報	気象等の予報に関係ある、台風、大雨その他の異常現象についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。

2 種類と発表基準

その種類及び基準は次のとおりである。

表 気象予警報等の種類と発表基準

1 注意報

種	類	発	表	基	準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合			
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合、ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合			
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合			
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上(気象台において)で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合			
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合			
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合			
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10 以上又はかなりの降雨が予想される場合			

気象注意報	着雪注意報	<p>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2 ~ -2 になると予想される場合</p>
	霜注意報	<p>4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が4 以下になると予想される場合</p>
	低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が-5 以下になると予想される場合</p>
地面現象注意報	地面現象注意報	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
高潮注意報	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>潮位が東京湾平均海面(T.P) 上1.5m以上になると予想される場合</p>
波浪注意報	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が1.5m以上になると予想される場合</p>
浸水注意報	浸水注意報	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
洪水注意報	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合</p> <p>3時間雨量が40mm以上になると予想される場合</p> <p>24時間雨量が70mm以上になると予想される場合</p>

2 警報

種	類	発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が北大阪で 160mm 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で 130mm 以上になると予想される場合
気 象 警 報	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上になると予想される場合
地 面 現 象 警 報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が東京湾平均海面(T.P) 上 2.2m 以上になると予想される場合
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合
浸水警報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪 水 警 報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が北大阪で 160mm 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で 130mm 以上になると予想される場合

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

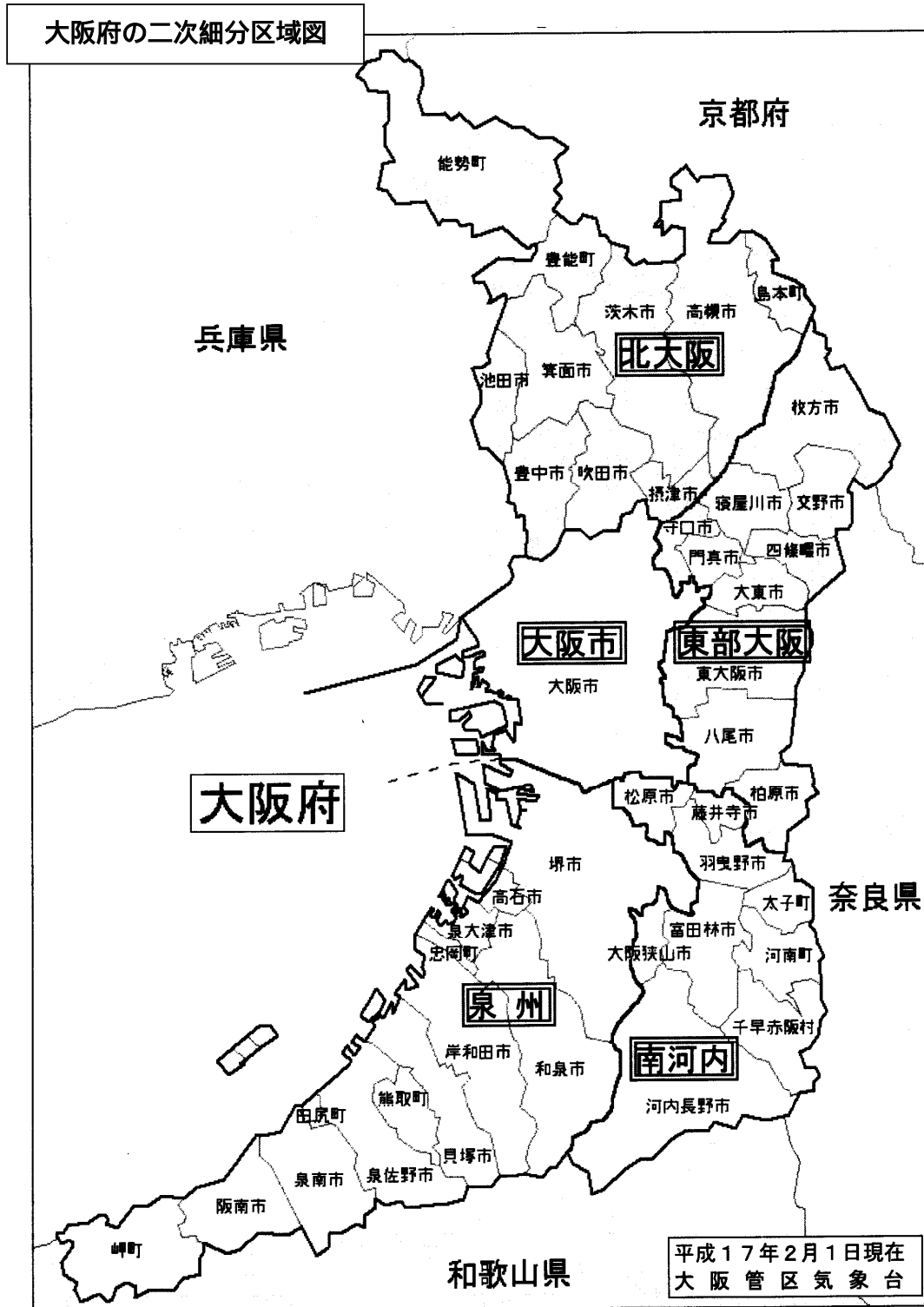
注3 印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

3 注意報、警報等に係る細分区域及び市町村名

別表1及び別図1のとおりである。

別表1

府県予報区名 (担当官署名)	二次細分区域名	市町村
大阪府 大阪管区气象台	北大阪	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、島本町、茨木市、高槻市、豊中市、摂津市、吹田市
	東部大阪	枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市
	大阪市	大阪市
	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、太子町、河南町、大阪狭山市、富田林市、千早赤阪村、河内長野市
	泉州	堺市、泉大津市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

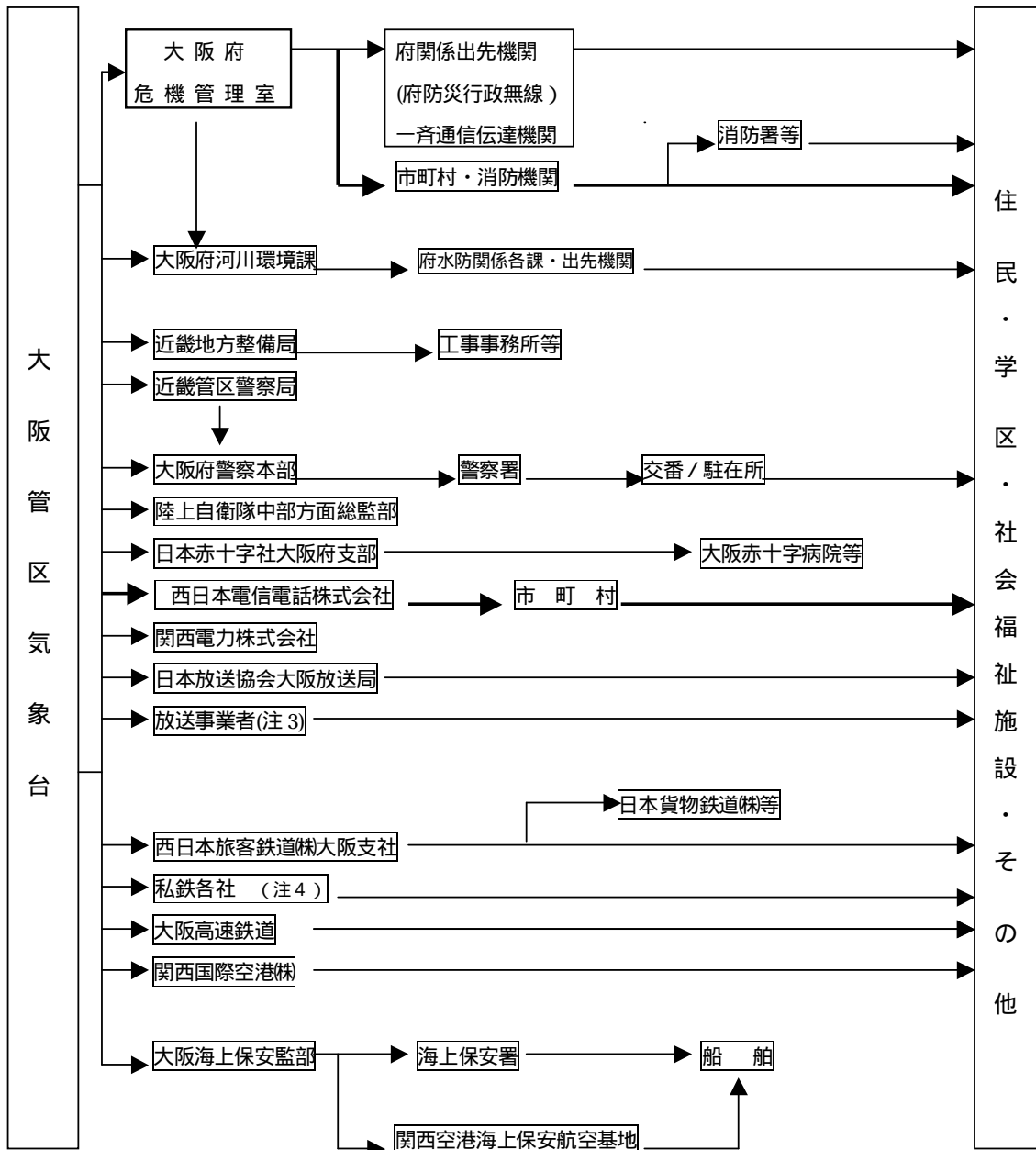


4 発表の要領

- (1) 情報は異常気象について、具体的に経過、状況等を発表するものと、注意報・警報の内容を補足するため、これらに付加して発表されるものがある。
- (2) 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報又は警報の種類を併記して行う。
- (3) 警戒の必要がなくなった場合には、注意報・警報は解除される。なお、すでに発表されている注意報、警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報を発表して、切り替えることになる。2つ以上が同時に発表されていた後、必要なくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

5 伝達系統

気象予報警報の伝達系統は、下記図に示すとおりである。



(注) 1. 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2. 印は、警報の場合のみ

3. 放送事業者とは、朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、関西インターネットメディア(株)の6社である。

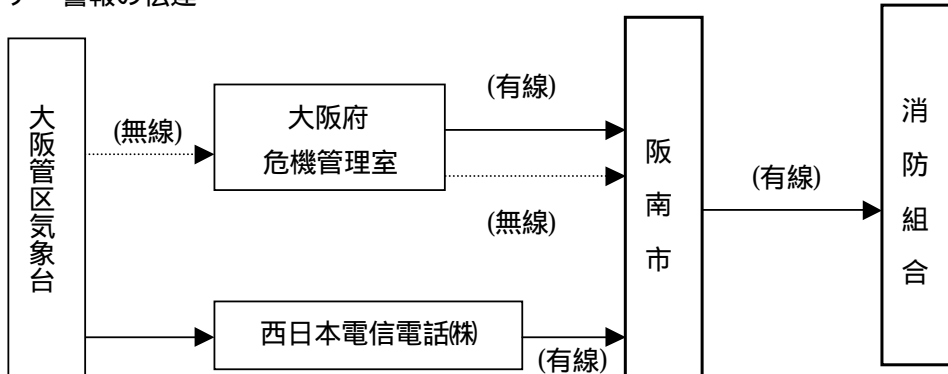
4. 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電鉄(株)、南海電鉄(株)、京阪電鉄(株)、北大阪急行(株)、(株)大阪湾トランスポートシステム、大阪府都市開発(株) (泉北高速鉄道)、能勢電鉄(株)の9社である。

図 気象予報警報伝達総括図

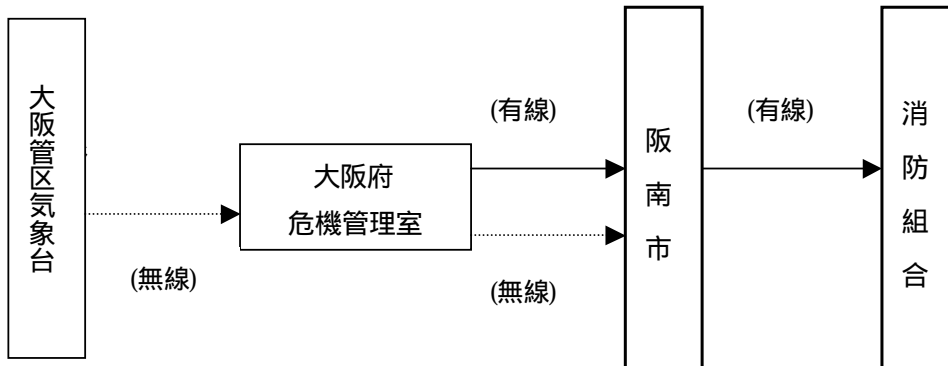
(津波予報等伝達総括図は、地震及び津波に関する情報の伝達系統【4-27頁】に示した。)

(1) 大阪府からの伝達

ア 警報の伝達

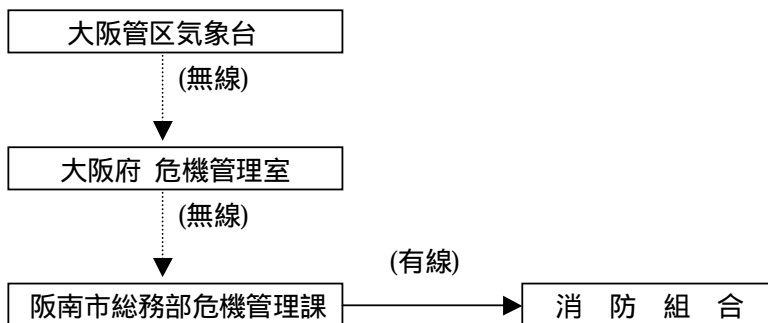


イ 注意報等の伝達

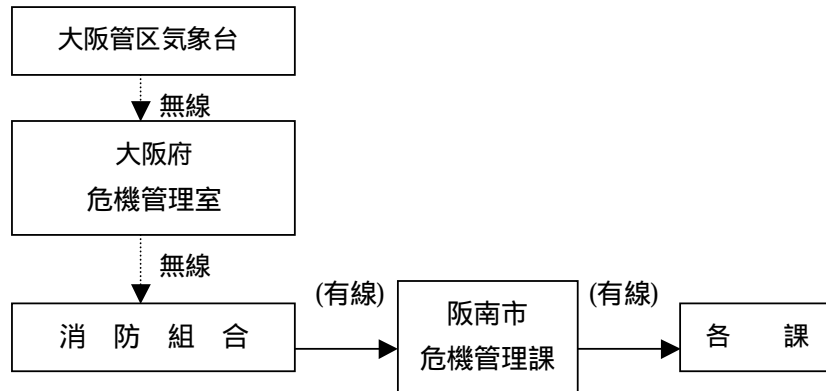


(2) 本市への具体的な伝達系統

ア 勤務時間内（勤務時間外で府で危機管理室が配備体制時を含む。）の場合
 [府防災行政無線の一斉通話により伝達]



イ 勤務時間外で府危機管理室が配備体制前の場合

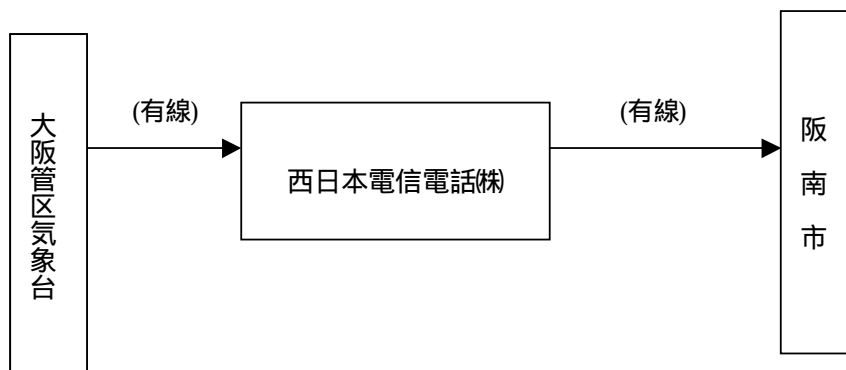


(注) 気象予警報等の情報文については、府下の全消防本部と消防非常備町村へFAXで一斉送信される。

勤務時間外においても、次の場合は原則として府防災行政無線の一斉通信により伝達される。なお、一斉通信を行う場合は、市町村へ事前に通知される。

- a 勤務時間内に各種警報が発表され、午後5時15分現在継続しているとき。
- b 勤務時間外に各種警報が発表されたとき。
- c 前記 a 及び b 以外の場合で、相当程度の被害の発生が予想され、又は被害が発生したとき。

(3) NTT からの伝達（気象警報のみ）



6 気象予警報等の収集・伝達の方法

(津波予報の収集・伝達については、地震情報等の収集伝達【4-24頁】)に示した。)

- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、総務班が行う。
- (2) 総務班は、この予警報等を受信したときは、直ちに本部長、副本部長に報告するとともに、関係の防災関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置(防災パトロールも含む)を講じるとともに、関係先等に伝達する。

- (4) 総務班は、予警報等のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る市民に対して、市防災行政無線等で周知を図る。
- (5) 夜間及び休日における情報の収集は警備員及び消防組合が行い、津波注意報や暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報については、直ちに危機管理課長に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第2 知事の発表する水防警報

1 発表基準

知事が指定する男里川において、洪水が生じる恐れがあると認められる場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大阪府岸和田土木事務所が発表するとともに、その旨を水防本部に通知する。

2 知事が行う水防警報の伝達系統

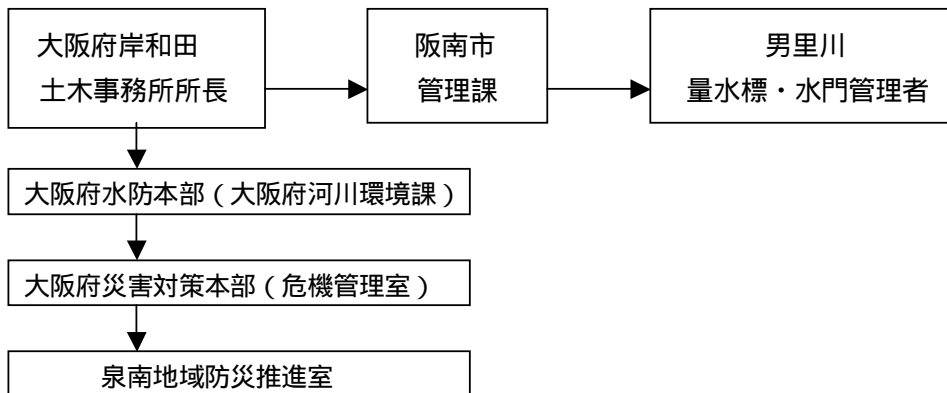


図 知事が行う水防警報の伝達系統図

第3 雨量・水位等に関する情報

1 雨量・水位等の観測所

市(総務班)は、局地的な集中豪雨等に対処するために、雨量・水位等の観測を行う。なお、市が設置した雨量と水位の大阪府ため池防災テレメーターは、次表のとおりである。

*表 大阪府ため池防災テレメーター一覧表【2-31 頁参照】

2 防災関係機関の雨量・水位等の情報の収集

市及びその周辺にある大阪府等関係機関の雨量・水位等の観測地点は、次表のとおりである。

*表 大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表【2-31 頁参照】

*表 大阪府水防災情報システム量水標一覧表【2-31 頁参照】

3 大阪府の雨量・水位の情報の確認方法

「大阪府防災情報システム」及び「防災テレメータ電話応答システム Te1 06-6942-3281」で確認する。

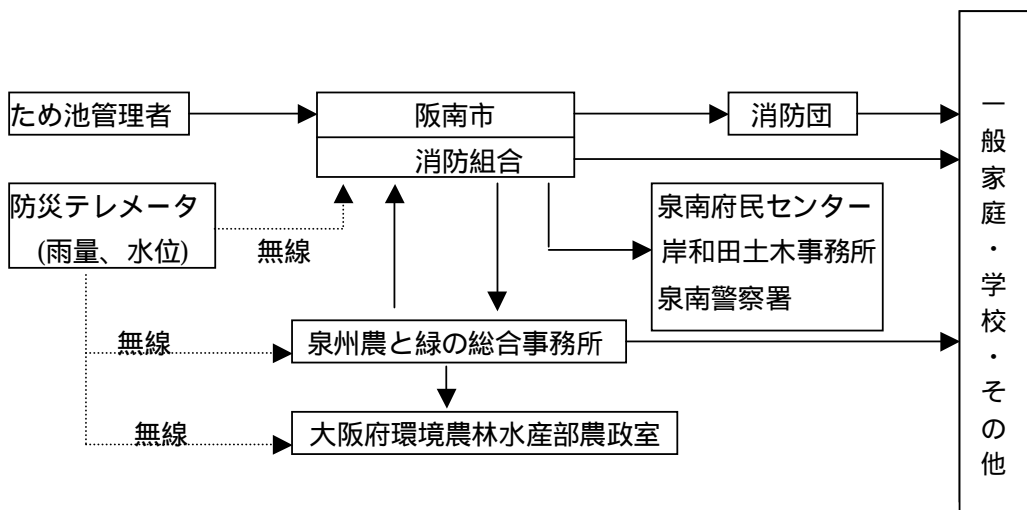
また、近畿地方整備局のレーダー雨量計のエコーについては、ファックスで大阪府から収集する。

雨量に関する情報については、降りはじめ、又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、適宜（毎時等）情報を電話等で問い合わせる。

4 雨量・水位等の情報の分析は土木班で行い、災害対策本部連絡員室に報告する。

第4 ため池水位の通報

- 1 ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。
- 2 本部長は前項の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報する。
なお、必要に応じて泉南府民センター、岸和田土木事務所、泉南警察署に通報する。
- 3 通報経路図



第5 災害危険箇所における情報

災害危険箇所に関する情報の収集については、「第2編第1章第1節 災害危険区域【2-2頁】」に示した。

第6 火災警報

1 火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、「消防法第22条（昭和23年法律第186号）第3項」に基づき気象の条件が次号に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

2 火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。

- (1) 火災警報発令サイレン信号の吹鳴、同解除サイレン信号
- (2) 火災警報発令時には、「火災警報発令中」の掲示板・吹流し・旗を消防本部、消防署に掲示し、解除時にはこれを撤去する。
- (3) 市防災行政無線固定系で適宜放送する。
- (4) 消防組合の広報車等で巡回し、周知する。

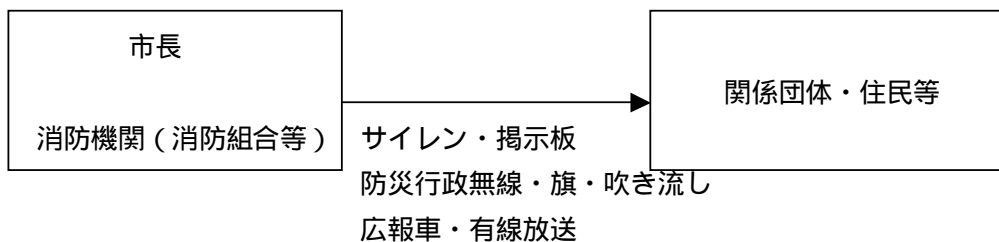


図 火災警報の伝達系統

第2節 組織動員

第1 災害警戒本部

阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、市長が必要と認めたときは、災害警戒本部の配備を行い、災害情報の収集・伝達等の災害警戒体制をとる。

1 災害警戒本部の配備基準

- (1) 災害発生のおそれがある気象予警報が発表される等、通信情報活動の必要があるとき。
- (2) 局地的に軽微な災害が発生したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の体制

本部長	総務部長
構成員	市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部理事、事業部長、人事課長、人事課長代理、危機管理課長、危機管理課の担当職員

3 災害警戒本部の設置

災害警戒体制における本部（災害警戒本部）は、総務部危機管理課に設置する。

4 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- (3) 災害の発生するおそれがなくなったとき。
- (4) 総務部長が適当と認めたとき。

5 総務部長が不在の場合の措置

総務部長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、事業部長が代行する。

6 災害警戒体制時の処理事項

災害警戒体制時には、災害の発生に備えて、次の事項を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

- ア 気象情報の収集
- イ 降雨量・河川水位等の観測結果
- ウ 災害危険箇所等の巡視・警戒結果
- エ 被害情報の把握
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 水防計画に基づく、水防活動の状況
- キ 防災関係機関との情報連絡活動
- ク その他、総務部長が必要と認める事項

(2) 災害応急対策の実施

- ア 災害応急対策活動実施の必要性の検討と、本部設置に至らないことの検討
- イ 災害対策要員への配備指令
- ウ 必要な災害対策活動の指示・実施
- エ 防災関連機関との連絡調整
- オ その他、総務部長が必要と認める事項

(3) 災害対策本部設置の検討・準備

- ア 災害対策本部設置及び配備体制の検討
- イ 市長ほか本部構成員への連絡及び災害対策活動要員への配備指令
- ウ 本部室の準備

第2 災害対策本部

市長は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、「阪南市災害対策本部条例（昭和47年条例第9号）」に基づき、市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 災害の発生が確実と考えられ、その対策を要すると認められたとき。(2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。(3) その他市長が必要と認められたとき。 |
|--|

2 災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置については、次の要領で決定する

- (1) 市長は、上記の基準に該当するような災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災対策を推進する必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部の設置場所は、阪南市役所（第2会議室）に置く。ただし地震災害の規模その他の状況により、本部の移動が必要と認めるときは、サラダホール内に設置するものとする。この場合、各関係機関に連絡する。

3 災害対策本部の廃止基準

市災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 予想された災害の危険が解消したとき。(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。(3) 市長が適当と認めるとき。 |
|--|

4 市長が不在の場合の措置

市長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、助役が、助役不在の場合は収入役が、収入役不在の場合は教育長が代行する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

(1) 設置及び廃止の通知等

災害対策本部を設置したときは、総務部長は、直ちにその旨を次の関係機関に通知、公表するとともに、「阪南市災害対策本部」の標識を市役所本庁正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

表 災害対策本部設置・廃止の通知先

機 関 名	連絡担当者
市役所内各部・各機関の長 阪南市議会議長・消防団長	本部連絡員
大阪府知事	本部連絡員
泉南警察署長	本部連絡員
阪南市防災会議委員	本部連絡員
周辺市町村長	本部連絡員
報道機関	広報班

6 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部（以下、本部という）組織は次のとおりである。

- ア 本部長 市長（以下、本部長という）
- イ 副本部長 助役、収入役、教育長（以下、副本部長という）
- ウ 本部長 市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部長、総務部理事、市民部長、保健福祉部長、学校教育部長、生涯学習部長、事業部長、上下水道部長、議会事務局、行政委員会事務局、市立病院事務局長
- エ その他の職員

本部長であるものの属する部、室、局の職員、その他をもって充てる。

* 資料 阪南市災害対策本部条例【巻末資料4 参照】

(2) 本部会議

- ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員配備体制に関すること。
- (ウ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (オ) 国、大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
- (キ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (ク) 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合には、その組織との連携に関すること。

(3) 災害対策本部の構成

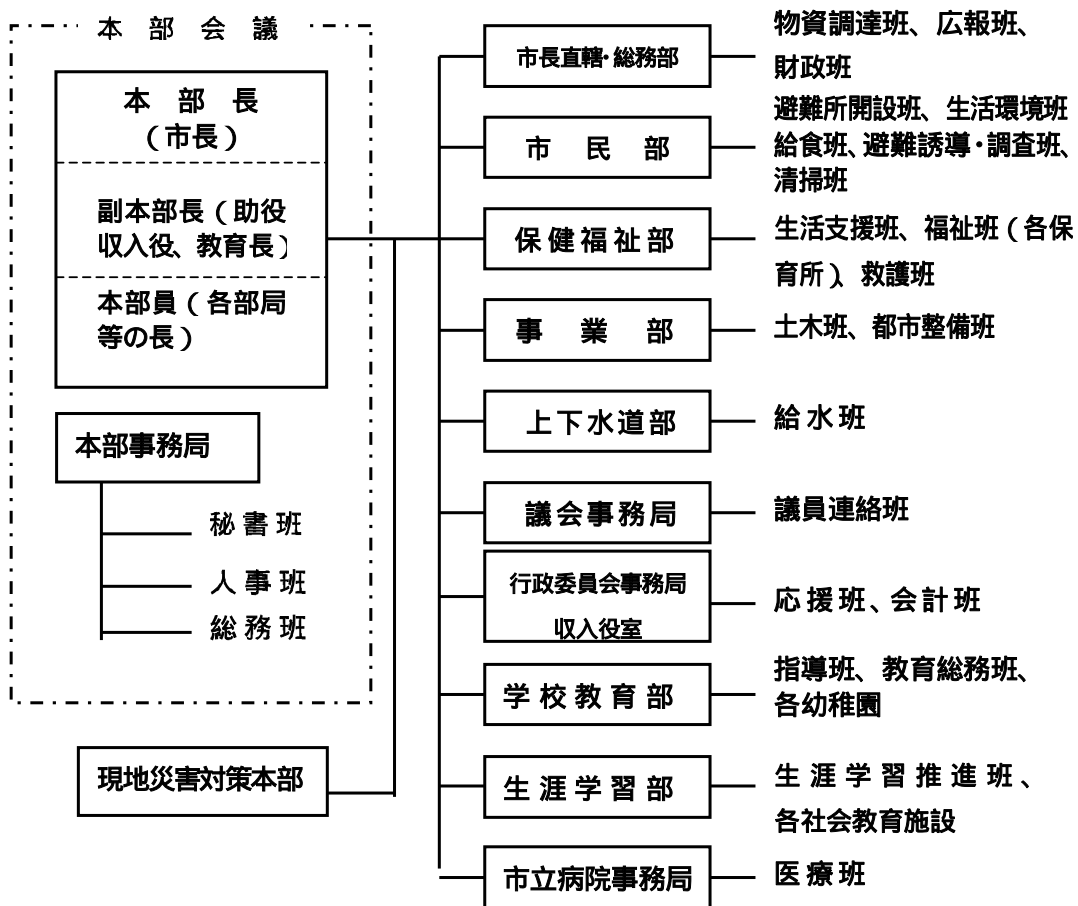


図 阪南市災害対策本部構成

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、以下とおりである。

表 災害対策本部事務分掌

市長直轄

班名(課名)	事務分掌
秘書班 (秘書室)	ア 本部長、副本部長の秘書に関する事。 イ 本部長、副本部長の現地視察及び災害見舞に関する事。 ウ 災害視察者、調査団の受入れ及び応接に関する事。
人事班 (人事課)	ア 職員の動員及び配置に関する事。 イ 職員再配置及び各部各班の調整に関する事。 ウ 各部各班の活動状況の把握に関する事。 エ 災害対策要員の確保に関する事。 オ 職員の給与に関する事。 カ 被災職員、家族の調査及び応援に関する事。 キ 市長直轄に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 ク 市町村への応援の依頼、受入れ、連絡調整に関する事。 ケ 市長直轄内の支援・協力に関する事。
物資調達班 (政策企画推進課)	ア 救護食料(米、パン、乾パン、農産青果物等)の確保及び取扱機関との連絡に関する事。 イ その他生活必需品(被服、寝具、衣料、日用品、副食物等)の確保及びあっせんに関する事。 ウ 同期市自治体との災害時相互連絡調整に関する事。

総務部

班名(課名)	事務分掌
<p>総務班 (危機管理課) (総務課) (市民活動支援課) (人権推進課) (環境センター推進室)</p>	<p>ア 庁舎施設の管理に関すること。 イ 緊急輸送体制の確立に関すること。 ウ 市有財産の被害調査の総括に関すること。 エ 災害時用臨時ヘリポートの設置に関すること。 オ 公用車両の確保及び配車に関すること。 カ 車両の借上げ及び輸送機関との連絡に関すること。 キ 災害に関する文書收受及び発送に関すること。 ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 ケ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること。 コ 救助物資及び緊急資材の購入契約に関すること。 サ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 シ 配備指令及び本部命令の伝達に関すること。 ス 災害救助法適用に関すること。 セ 災害に関する予報、警報、災害情報、被害情報の収集及び伝達に関すること。 ソ 災害対策本部会議に関すること。 タ 防災会議に関すること。 チ 避難勧告及び指示に関すること。 ツ 府への応援の依頼、受入れ、配置及び応援の調整に関すること。 テ 被害最終報告書の作成に関すること。 ト 防災システムへの運用統制及び緊急通信に関すること。 ナ 防災関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。 ニ 自衛隊への派遣要請に関すること。 ニ 泉南警察署との連絡に関すること。 ネ 防災訓練に関すること。 ノ 災害用物資の備蓄に関すること。 ハ 自主防災組織に関すること。 ヒ 防災行政無線の管理運営に関すること。 フ 被害調査状況等の収集及び報告に関すること。 ヘ 被災者の災害相談窓口に関すること。 ホ 消防団員の動員に関すること。 マ 災害応急対策の企画に関すること。 ミ 救援、復興の企画立案に関すること。 ム 防災対策の企画に関すること。 メ 防災ボランティア(有資格者等)の登録・連絡調整に関すること。 モ 総務部内の支援・協力に関すること。</p>

班名(課名)	事 務 分 掌
財政班 (財政課)	ア 災害対策予算に関すること。 イ 災害に伴う財政計画に関すること。 ウ 義援金品の分配に関すること。
広報班 (市民の声を きく課)	ア 災害に関する広報に関すること。 イ 避難勧告、指示等に係る緊急広報、周知に関すること。 ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関すること。 エ 災害情報の提供に関すること。 オ 災害の記録写真の作成に関すること。 カ 報道情報の収集に関すること。 キ 民間協力団体(自治会)の受け入れに関すること。

市民部	
班名(課名)	事務分掌
避難所開設班 (商工観光課)	<p>ア 避難所(住民センター)開設のための情報収集及び選定に関する こと。</p> <p>イ 避難所(住民センター)の開設及び収容に関すること。</p> <p>ウ 商工業関係の被害調査、応急救済及び援助に関すること。</p> <p>エ 災害救助に係る労働者の確保に関すること。</p> <p>オ 被災商工業者に対する融資に関すること。</p> <p>カ 中小企業の災害復旧資金に関すること。</p>
生活環境班 (生活環境課)	<p>ア し尿の応急処理に関すること。</p> <p>イ し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ウ 仮設トイレの設置に関すること。</p> <p>エ 死体の収容及び埋葬に関すること。</p> <p>オ 災害時における産業廃棄物に関すること。</p>
給食班 (市民課)	<p>ア 被災者に対する給食計画及び給食物資の調達に関すること。</p> <p>イ 給食用資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>ウ 炊き出し記録整理に関すること。</p> <p>エ 市民部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>オ 市民部内の支援・協力に関すること。</p>
避難誘導・調査班 (税務課)	<p>ア 災害による土地、家屋、設備等の被害調査及び確認に関すること。</p> <p>イ 被災者の被害調査及び確認に関すること。</p> <p>ウ 災害に伴う市税の減免に関すること。</p> <p>エ り災証明書等災害に係る諸証明の発行に関すること。</p> <p>オ 地図への災害情報の記入に関すること。</p> <p>カ 避難誘導に関すること。</p>
清掃班 (資源対策課)	<p>ア ごみ、瓦礫の応急処理に関すること。</p> <p>イ 清掃施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p>

保健福祉部	
班名(課名)	事務分掌
生活支援班 (生活支援課)	ア 被災者の援護状況の調査、処置に関すること。 イ 生活保護世帯の被災状況調査に関すること。 ウ 災害見舞金等の支給に関すること。 エ 日本赤十字社(赤十字奉仕団)との連絡調整に関すること。
福祉班 (市民福祉課) (こども家庭課) (介護保険課) (各保育所) (たんぽぽ園) (老人福祉センター)	ア 福祉施設通所・入所者の安全確保及び施設の保全に関すること。 イ 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ウ 被災した障害者、高齢者等の保護に関すること。 エ コミュニケーション障害支援体制に関すること。 オ 保育施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること。 カ 災害時要援護者の掌握及び保健福祉部内の支援に関すること。 キ 災害時要援護者の被災状況調査と相談に関すること。 ク 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ケ ボランティアの活動環境の整備及び受け入れに関すること。 コ 災害時要援護者への支援活動に関すること。 サ 災害時要援護者の安否確認実施マニュアルの運用に関すること。 シ 保健福祉部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること。 ス 保健福祉部内の支援・協力に関すること。 セ 避難誘導及び福祉避難所(老人福祉センター)の開設、収容に関すること。
救護班 (保険年金課) (健康増進課)	ア 医療救護班の受入れ・調整に関すること。 イ 被災者の救護計画の作成及び総括に関すること。 ウ 負傷者の搬送に関すること。 エ 負傷者の一次救護に関すること。 オ 緊急通行車両に関すること。 カ 衛生医薬品等の確保及び配分に関すること。 キ 医療救護機関及び保健所との連絡調整に関すること。 ク 感染症病患者の輸送に関すること。 ケ 被災地の防疫に関すること。 コ 防疫資材の管理及び調達に関すること。 サ 被災地の保健衛生に関すること。 シ 病院、診療所への収容及び予防衛生に関すること。 ス 健康相談に関すること。 セ 被災者及び家族からの心理相談に関すること。

事業部	
班名(課名)	事 務 分 掌
土木班 (建設課) (農林水産課) (管理課)	ア 応急仮設住宅の建設に関する事。 イ 市施設建築物の応急修理に関する事。 ウ 市施設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関する事。 エ 道路、住居及び河川内の障害物の除去に関する事。 オ 河川、水路等の被害調査及び応急対策に関する事。 カ 道路、橋りょう等公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 キ 公園施設、街路樹の被害調査及び応急復旧に関する事。 ク 避難経路の指示と誘導に関する事。 ケ 緊急交通路の維持補修に関する事。 コ 土砂災害の被害調査及び応急措置に関する事。 サ 樋門、排水ポンプ等の管理運用、被害状況調査及び修理に関する事。(樋門等の開閉に関する事。) シ 緊急時における作業員の雇入れに関する事。 ス 水防活動に関する事。 セ 道路交通規制及び交通対策に関する事。 ソ 交通事情の情報収集に関する事。 タ 大規模災害時における倒壊家屋の撤去に関する事。 チ 大阪府(岸和田土木事務所)との連絡調整に関する事。 ツ 建設工事事業者への協力依頼に関する事。 テ 重機、資機材、要員等の手配に関する事。 ト 公共建築物の耐震化の設計施工に関する事。 ナ 災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。 ニ 農林水産業関係の被害調査及び応急救済及び援助に関する事。 ヌ 漁港等の被害調査及び応急措置に関する事。 ネ 被災農林水産業者に対する融資に関する事。 ノ 大阪府(泉州農と緑の総合事務所)、土地改良区等との連絡調整に関する事。 ハ 事業部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。
都市整備班 (都市整備課) (箱作土地区画整理事務所)	ア 住宅造成に伴う開発地域の二次災害予防及び災害復旧についての行政指導、並びに大阪府(審査指導課)との連絡調整に関する事。 イ 建設施設、設備の危険防止措置に関する事。 ウ 事業部内の支援・協力に関する事。 エ 被災者への食料、生活必需品(義援物資含む)の供給に関する事。 オ 応急危険度判定等の連絡調整に関する事。

収入役室

班名(課名)	事務分掌
会計班 (会計課)	ア 災害関係資金の収支及び審査に関する事。 イ 見舞金、義援金品等の受付、保管並びに受払記録に関する事。

上下水道部

班名(課名)	事務分掌
給水班 (水道業務課) (水道工務課) (下水道課)	ア 応急給水計画の作成に関する事。 イ 断水地区への応急給水作業の実施に関する事。 ウ 水道及び給水に係わる広報活動に関する事。 エ 水道用資材の管理に関する事。 オ 関係機関との連絡に関する事。 カ 上下水道部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 キ 水道施設の災害調査及び応急復旧に関する事。 ク 市内の水道被害状況調査及び報告に関する事。 ケ 送配水管の応急復旧に関する事。 コ 給水装置の応急復旧に関する事。 サ 市内の水質検査及び飲料水の確保に関する事。 シ 上水道及び下水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関する事。 ス 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。

市立病院事務局

班名(課名)	事務分掌
医療班 (市立病院事務局)	ア 医療救護班の編成に関する事。 イ 医療救護活動に関する事。 ウ 災害救助法による医療及び助産に関する事。 エ 市立病院の被害調査及び応急措置に関する事。 オ 市立病院の防災対策に関する事。 カ 入院患者の保護に関する事。 キ 市立病院に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。

学校教育部

班名(課名)	事務分掌
教育総務班 (教育総務課) (学校給食センター) (各幼稚園)	ア 教育関係機関との連絡に関する事。 イ 教育関係施設等の被害記録の整備に関する事。 ウ 避難所(小学校、中学校)開設のための情報収集及び選定に関する事。 エ 避難所(小学校、中学校)の開設及び収容に関する事。 オ 教育施設の被害調査及び応急修理に関する事。 カ 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 キ 教育委員会に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 ク 児童及び生徒への応急給食に関する事。 ケ 被災者への炊出し、給食業務者の協力に関する事。
指導班 (学校教育課)	ア 園児、児童、生徒の被害調査及び応急措置に関する事。 イ 園児、児童、生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関する事。 ウ 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の支給に関する事。 エ 応急教育に関する事。

生涯学習部

班名(課名)	事務分掌
生涯学習推進班 (生涯学習推進課) (文化センター) (図書館) (ホップ・ジャンプ) (尾崎公民館) (西鳥取公民館) (東鳥取公民館)	ア 社会教育施設の防災及び施設の被害状況の調査に関する事。 イ 社会教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 ウ 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 エ 地域協力団体(婦人会等)との連絡に関する事。 オ 海外からの支援に関する事。 カ ボランティアの活動拠点(西鳥取公民館)に関する事。 キ 救援物資輸送拠点(総合体育館)に関する事。

議会事務局

班名(課名)	事務分掌
議員連絡班 (議会事務局)	ア 市議会議員との連絡調整に関する事。 イ 他部への支援・応援に関する事。

行政委員会事務局

班名(課名)	事務分掌
応援班 (行政委員会事務局)	ア 本部長の特命事項に関する事。 イ 他部への支援・応援に関する事。

阪南岬消防組合（消防本部・阪南消防署）

課名	事務分掌
総務課	<p>ア 消防職員の動員に関する事。</p> <p>イ 消防資機材の調達に関する事。</p> <p>ウ 消防庁舎の保護措置に関する事。</p> <p>エ 消防施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>オ 市災害対策本部との連絡調整に関する事。</p> <p>カ 消防関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>キ 消防本部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。</p>
<p>予防課</p> <p>警備課</p>	<p>ア 警備資機材及び消防燃料の調達確保に関する事。</p> <p>イ 気象情報及び被害状況等の記録と関係機関への通報連絡に関する事。</p> <p>ウ 火災、水防等の予警報の伝達に関する事。</p> <p>エ 危険物の安全確保に関する事。</p> <p>オ 火災予防に関する事。</p> <p>カ 災害設備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事。</p> <p>キ 消防本部の編成運用事務負担に関する事。</p> <p>ク 広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び応援消防隊の運用に関する事。</p> <p>ケ 火災等の被害調査に関する事。</p> <p>コ 人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事。</p> <p>サ 消防関係車両、機械器具の整備及び点検に関する事。</p> <p>シ 災害警備、鎮圧、応急措置に関する事。</p>

(5) 本部連絡員室の設置

ア 災害対策本部に連絡員室を設ける。

イ 連絡員室には室長及び連絡員を置き、室長は危機管理課長が当たり、連絡員は危機管理課職員が当たる。

ウ 連絡員室は、各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を担当する。

(6) 本部の庶務

本部が設置されたときは、危機管理課長は次の要領により速やかに本部の設営を行う。

ア 本部長室の位置は、市長室とする。

他の本部各部及び各班の位置は、総務班長が本部会議の意見を聞いて定める。

ただし、緊急の場合は、本部長の意見を聞いて総務班長が決める。

イ 前号により、各部、各班の位置を決定したいときは、遅滞なく電話及び標示板等の必要な設営を行う。

(7) 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長（市長）により指名された者が当たり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき。

(イ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき。

ウ 所掌事務

(ア) 被害状況等の把握に関すること。

(イ) 現地における関係機関との連絡に関すること。

(ウ) その他必要な事項。

7 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要ある場合は、市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

第3 動員配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

1 配備体制と配備基準

災害に対処するために、災害の状況により、別に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

なお、本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部署の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

表 配備区分・配備基準

配備区分	配備時期	配備内容
警戒配備	ア 災害の発生のおそれがある気象予報が発表される等、通信情報活動の必要があるとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	各部必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
A号配備	ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	水害その他災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
B号配備	ア 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制
C号配備	ア 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて防災活動を実施する体制

2 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

(1) 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の配備体制は、市長が指令する。

(2) 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の配備体制は、本部会議の議を経て本部長が指令する。

3 配備体制時の動員人員

非常及び警戒配備体制時の各部の動員数は、次表のとおりとする。

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

表 動員人員一覧表

(平常時) 部 名	(災对本部時) 班 名	(平常時) 課 名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
市長 直轄	秘書班	秘書室	3	0	1	全 員	
	人事班	人事課		1	1		
	物資調達班	政策企画推進課		0	1		
総務部	総務班	危機管理課	5	5			
		総務課	2	1	1		
		市民活動支援課		0	1		
	財政班	財政課		1	1		
	広報班	市民の声をきく課		0	1		
	総務班	人権推進課		0	1		
		環境センター推進室		0	1		
市民部	避難所開設班	商工観光課	0	0	1		
	生活環境班	生活環境課		1	2		
	給食班	市民課		1	2		
	避難誘導・ 調査班	税務課		3	5		
保 健 福 祉 部	生活支援班	生活支援課	0	1	2		
	福祉班	市民福祉課		1	2		
		こども家庭課		1	2		
		介護保険課		1	1		
	救護班	保険年金課		2	3		
事業部	土木班	建設課	1	1	1		
		農林水産課		0	1		
		管理課		1	2		
	都市整備班	都市整備課		1	2		
		箱作土地区画整理事務所		0	1		
上 下 水 道 部	給水班	水道業務課	0	1	2		
		水道工務課		2	3		
		下水道課		1	2		

(平常時) 部 名	(災对本部時) 班名	(平常時) 課 名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
学 校 教 育 部	教育総務班	教育総務課	0	1	1	全 員	
	指導班	学校教育課		1	1		
生 涯 学 習 部	生涯学習 推進班	生涯学習推進課	0	1	2		
収入役室・ 議 会 事 務 局 ・ 行 政 委 員 会 事 務 局	会計班	会計課	0	1	2		
	議員連絡班 応援班	議会事務局 行政委員会事務局					
市 立 病 院 事 務 局	医療班	市立病院事務局	*3	*3	*3		

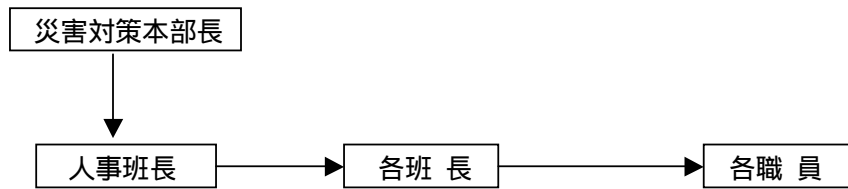
*3：市立病院事務局については、別体制を整えている。

4 配備指令の伝達

(1) 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間中において配備指令が出されたときは、人事班長から各班長を経て各職員へ伝達するとともに庁内放送等を行い、速やかにその旨を周知する。

表 勤務時間内の動員配置の伝達ルート



(2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

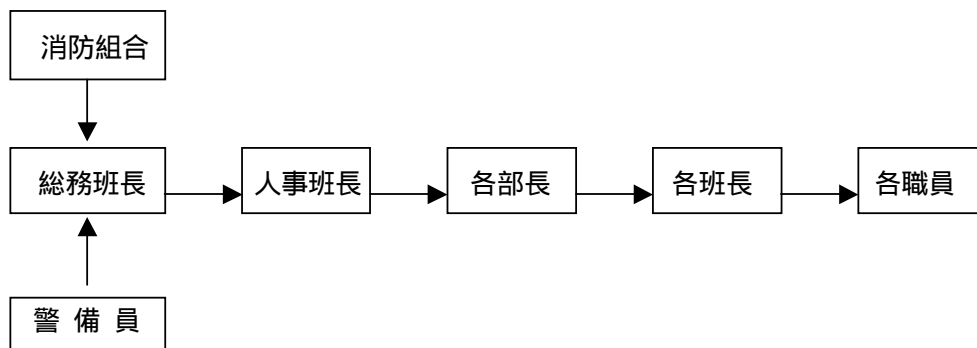
ア 勤務時間外に災害発生情報を察知した場合、人事班長から各部長、班長を経て各職員に伝達する。

イ 各部長は配備指令に基づき、所属職員を直ちに非常招集しなければならない。

ウ 非常招集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

エ 人事班長及び各部長は、職員の非常招集を円滑に行うために配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網等を常に整備しておくものとする。

表 勤務時間外の配備の伝達ルート



オ 職員の非常招集

(ア) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

(イ) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの避難所等に参集し、防災活動に従事する。

(ウ) 非常招集及び自主参集を要しない者

- a 心身の障害により許可を受けている者及び休暇中の者
- b 上記に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認められた者

5 動員報告

各部（室）長は、所定の配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに別に示す動員報告書により人事班長に報告する。

人事班長は常に職員の動員状況を把握し、動員した人数が不足する場合は、あらかじめ予定している応援の職員を動員する。

*様式 職員動員報告書【巻末様式1 参照】

6 連絡責任者

各部（室）に連絡責任者を置き、本部との連絡に当たらせるものとする。

7 職員の配置と服務

(1) 職員の配置

各部（室）長は、非常及び警戒配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、次の措置を講じる。

- ア 所属職員の掌握
- イ 参集職員の所定の配備場所への配置
- ウ 高次の配備体制の指示に応じるための事前措置

(2) 職員の服務

すべての本部職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

- イ 不急の行事、会議、出張等中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。
- オ 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないように、細心の注意を払う。

8 その他

その他災害時における職員の服務等に関し、必要な事項は本部長が定める。

第3節 警戒活動

第1 水防活動

水防法第3条に基づき、河川、ため池等の浸水、破堤等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市域内の河川、ため池に対する水防対策を実施する。

1 実施担当

本市では水防法第5条に基づく水防団は設置せず、原則として、土木班、消防組合、及び消防団により水防業務を行う。

2 水防体制

河川、ため池等の水防については水防本部を設置し、市長は、ため池管理者、消防組合、警察署等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の協力を得て水防活動を推進する。

3 監視及び警戒

(1) 常時監視

「水防法第9条」に基づく巡視員及びため池管理者は、随時市域内の河川、ため池等を巡視して、水防上危険があると認められる箇所があるときは、水防管理者(市長)に連絡し、必要な措置を求める。

(2) 非常監視及び警戒

市長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既住の被害箇所、その他水防上重要な箇所を中心に巡回を行い、異常を発見した場合は直ちに水防作業を行うとともに、関係機関に連絡する。

(3) 警戒区域の設定

ア 「水防法第21条及び第24条」により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいは区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

イ 「水防法第22条」に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、泉南警察署長に対して、警察官の出動を求める。

(4) 応援要請

「水防法第23条」に基づき水防管理者は水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は隣接市町村等に対して応援を求めることができる。

4 出動及び非常配備

市長は、気象予警報その他により必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を指示する。特に必要と認める場合、「第3編第1章第2節 組織動員【3-16頁参照】」に準じ、災害対策本部を設置する。

5 情報連絡

- (1) 市長及び消防長は、気象予警報、雨量・水位の状況等について相互に連絡し、情報交換を密にする。
- (2) 消防長は、出動した職員及び団員から水防作業、現場状況等の情報を収集し、逐次市長に報告する。
- (3) 市長は、水防活動に際し、常に岸和田土木事務所長、泉南地域防災推進室長、泉南警察署長、その他関係機関との情報交換を緊密に行う。

6 水防資機材の確保

市長は水防に必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

なお、水防活動時に保有する資機材が不足する場合は、岸和田土木事務所が保有する資機材の調達を行う。

第2 土砂災害応急対策

急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害に対して、情報の収集・伝達、雨量・水位の測定、避難の勧告・指示、警戒避難対策などを的確に実施し、土砂災害による被害の軽減を図る。

1 警戒体制の確立

- (1) 異常気象等により、災害危険箇所では災害発生のおそれがある場合は、必要に応じて警戒体制をとり、次の事項を実施する。

- ア 危険箇所での警戒及び巡視
- イ 気象情報、予警報等の収集・伝達
- ウ 必要により、市民に対する災害情報提供、避難準備の広報及び避難の勧告・指示
- エ 自治会等の活用
- オ その他、市長が必要と認める事項

- (2) 警戒体制における活動

ア 第1警戒体制の場合

- (ア) 危険箇所の前兆現象の把握に努める。
- (イ) 自治会等の活動を要請する。
- (ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2警戒体制の場合

- (ア) 市民等に避難準備を行うよう広報する。
- (イ) 必要に応じて災害対策基本法に基づく、避難の勧告指示を行う。

- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断すべきであるので各地点ごとに定めるが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

表 警戒体制をとる場合の基準雨量

先行雨量 種別	前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100 mmあった場合	前日までの降雨が なかった場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mm を越えた時	当日の日雨量が80 mm を越えた時	当日の日雨量が 100 mmを越えた時
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mm を越え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始 めた時	当日の日雨量が80 mm を越え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始 めた時	当日の日雨量が 100 mmを越え、時間 雨量が30 mm程度の 強雨が降り始めた 時

(4) 土石流危険渓流の警戒基準雨量

土石流の発生は、それぞれの渓流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、渓流ごとの特性を十分に考慮し、関係機関と調整を行い警戒基準雨量を決定する。

なお、大阪府土木部で行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」の結果に基づき府下全域を考慮した土石流発生危険の基準雨量を参考のため記載する。

表 土石流警戒体制基準雨量（大阪府土木部による）

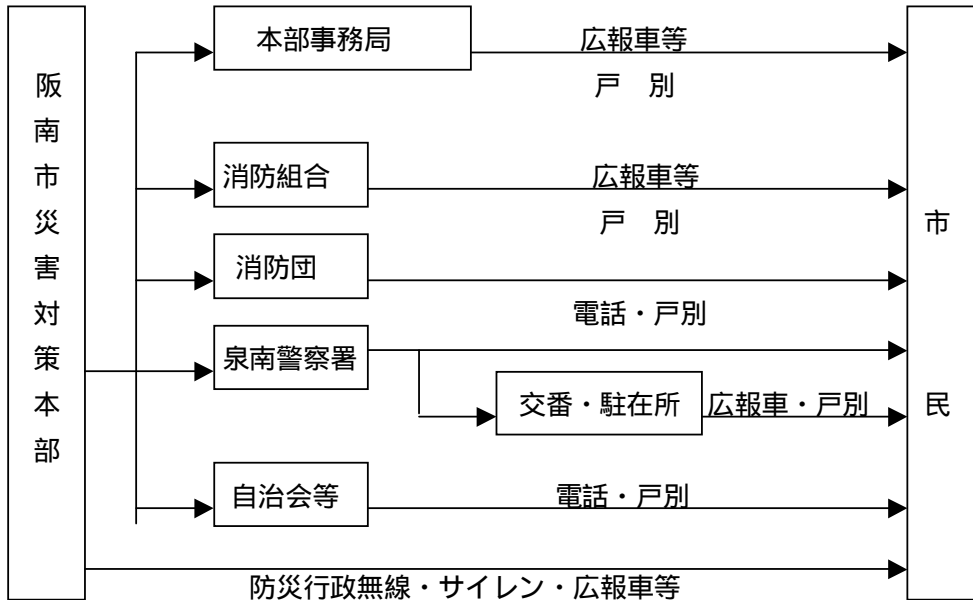
種 別	地区名	泉南地区
第1警戒体制（警戒雨量）		125 mm
第2警戒体制（避難雨量目安）		166 mm

(5) その他の危険箇所の場合

上記の3及び4を参考にして安全側にたつて早めに警戒体制を確立し、万全を期す。

2 情報の収集及び伝達

(1) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図



(2) 伝達情報の内容

- ア 気象予警報等の情報
- イ 市内・府下の降雨量の状況
- ウ 前兆現象の監視、観測状況の情報
- エ 危険箇所の巡回結果、人家・建物の損壊状況

- オ 市民・滞留者の人数
- カ 避難の勧告・指示
- キ その他応急対策に必要な情報

3 前兆現象等の把握

(1) 前兆現象の把握

大雨注意報・警報等が発表された場合、又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施し、前兆現象を把握する。

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上段・下段の竹木等の傾倒状況
- エ 斜面の局部的崩壊
- オ 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ その他必要な情報

(2) 雨量の観測

雨量の観測は各危険箇所等の観測責任者が実施し、その結果を総務班に連絡する。警戒体制に入ってから雨量測定間隔はおおむね10分とする。

なお、雨量データの報告開始時期は、気象庁の大雨注意報が発令された時期のほか、本部長が指示した時期とする。

(3) 斜面判定士の活用

府及び市は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または、災害発生のおそれのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

4 避難対策

避難対策は、第3編第1章第4節「避難誘導」【3-44 頁参照】による。

特に土砂災害危険箇所についての避難対策は、【3-53 参照】に詳述した。

5 災害救助活動

市長は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに消防機関等による救助隊を編成し、救助活動に当たるものとする（この要領は「第3編第2章第4節第2 救出・救急活動【3-88 頁参照】」に準じる）。

なお、市独自の救出作業が困難な場合には、泉南警察署又は大阪府に応援を要請する。

6 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、大阪府地域防災計画に基づいて被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所に次の様式に従って報告を行う。

*様式 土石流災害報告【巻末様式 23 参照】

*様式 地すべり、急傾斜地災害報告【巻末様式 24 参照】

7 災害応急対策工事

土砂災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を樹立し、必要な応急対策工事を行うものとする。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂・岩石等の除去
- (3) 救助資機材の調達
- (4) 災害の拡大防止工事
- (5) 関係機関への応援要請

第4節 避難誘導

第1 避難の勧告・指示

市域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にいる市民に対して避難のための立退きを勧告し又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

1 実施担当

総務班は、災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、市長の指示（命令）に基づき市民の安全を図るために避難誘導及び避難所の開設等を行う。

総務班は、市長の指示（命令）に基づき避難勧告及び指示に的確に伝達するため、各担当班の調整等を行う。

福祉班は、市長の指示（命令）に基づき災害時要援護者の安全確保を図るため、避難誘導等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

2 避難のための立退きの勧告又は指示等の権限

避難のための立退きの勧告又は指示の実施責任者は、災害の種類等により次のとおりである。

表 避難の勧告・指示の実施責任者

実施責任者	災害の種類	要件(内容)	根拠法
市長 (勧告、指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (勧告、指示)	災害全般	市において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合、知事が本事務の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	同上	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条(昭和23年法律第136号)

実施責任者	災害の種類	要件(内容)	根拠法
海上保安官 (指示)	同上	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本 法第 61 条
知事、その命 を受けた職員・水防管理 者(指示)	洪水、高潮	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条 (昭和 24 年法律 第 193 号)
知事、その命 を受けた職員(指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防 止法第 25 条(昭 和 33 年法律 第 30 号)
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

3 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発する。

- (1) 避難の必要が予想される各種気象警報（大雨洪水警報等）が発せられたとき。
- (2) 河川、ため池が警戒水位を突破し、又は高潮による洪水のおそれがあるとき。
- (3) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他市民の生命又は身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

4 避難の勧告及び指示

- (1) 市長又はその他の実施者が、その管轄区域内において危険が切迫し、あるいは必要な場合は事態に応じて、避難のための立退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

- (2) 市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨を知事に報告する。

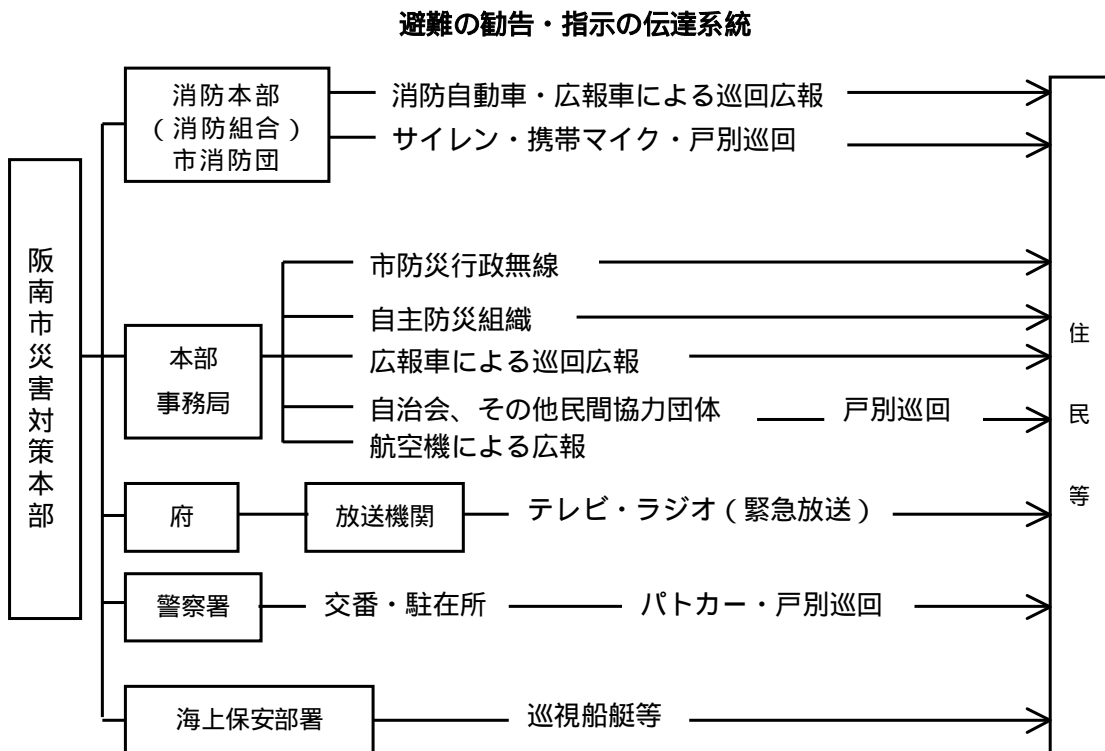
また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

5 避難の勧告及び指示の伝達

(1) 避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。

- ア 勧告者又は指示者
- イ 予想される災害危険及び避難を要する理由
- ウ 避難対象地域
- エ 避難の時期、誘導者（リーダー）
 避難の誘導は、避難誘導・調査班、警察官、消防職員、消防団員が行うが、自治会等にも協力を要請する。
- オ 避難所、避難先
- カ 避難経路
- キ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(2) 避難の指示・勧告の伝達については、次の伝達系統により行う。



なお、放送局による伝達については、「災害対策基本法第57条」に基づき、NHK・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、大阪府を通じて放送の協力を要請する。

避難の勧告・指示の周知にあたっては、災害時要援護者に配慮することとし、FAX、訪問などにより連絡体制を整えておく。

6 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる。
- (3) 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所・氏名・年齢・血液型等）を携帯する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- (8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。
- (9) 災害時要援護者の避難準備には、十分な配慮を行う。

第2 避難者の誘導

1 避難誘導の方法

(1) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(2) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては自治会単位又は避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者及び婦女子

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

(3) 避難誘導者

避難の誘導は、避難誘導・調査班、消防職員、消防団員が警察官と連携して行い、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力、避難の安全と統制を図る。

なお、誘導に当たっては、市赤十字奉仕団、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

(4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに、安全で適切な施設を指定し、速やかに市民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア 避難所が開設されている場合は、近隣の避難所へ

イ 避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ その他状況に応じて、安全な場所へ

(5) 実施時の留意点

ア 避難誘導のため消防職団員、警察官等を配置する。

イ 夜間においては、照明具携帯の誘導員を配置する。

ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。

エ 避難先が遠い場合等には、車両により移送を行う。

(6) 避難経路

ア 最も安全な避難経路を指示する。

イ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。

ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

エ 緊急時の混乱を避けるためできる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。

オ 道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者の移送

避難者の移送及び輸送は、避難者が個々に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両、舟艇により行う。

災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは府に協力を要請する。

(8) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(9) 報告、記録

避難誘導の状況を災害対策本部に報告するとともに簡潔に記録する。

第3 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために、警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合には縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

表 警戒区域の設定権限

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災 ガス、火薬等の漏洩	消防法第28条第1項 消防法第23条の2、 消防法第36条
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水災	水防法第14条第1項
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項 消防法第28条第2項 水防法第14条第2項
警察署長	火災	消防法第23条の2第2項
海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項
自衛隊員	災害派遣時 災害全般	災害対策基本法第63条第3項

第4 避難所の開設等

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

イ 市長は、避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。

ウ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉南警察署長に報告する。
(閉鎖したときも同様に報告する。)

- (ア) 開設の日時及び場所
- (イ) 収容状況及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 避難対象地区名

エ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することができる。

(2) 避難所の収容対象者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害により、現に被害を受けるおそれがあり、避難命令の出された者

エ 避難指示が発せられないが、緊急に避難することが必要である者

*表 避難所一覧表【2-100～101頁参照】

2 避難所の運営

(1) 避難者の収容

ア 避難所責任者は避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても誘導し、収容する。

イ 避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、別に定める避難所収容者名簿を作成する。

ウ 避難所責任者は被災者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。

*様式 避難所収容者名簿【巻末様式9 参照】

(2) 避難所の管理

- ア 避難所責任者は、施設の管理者、警察官、赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所の管理を行う。
- イ 避難所責任者は、日報により収容状況を総務班に報告する。
- ウ 避難所における救助実施の記録を避難所が閉鎖されるまで別に定める救助実施記録日計表を作成する。
- エ 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線移動系等により直ちに総務班に報告する。
 - (ア) 被災者の収容を開始したとき。
 - (イ) 収容者全部が退出又は転出したとき。
 - (ウ) 収容者が死亡したとき。
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき。
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- オ 避難所責任者は、自宅又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。
*様式 避難所状況報告書【巻末様式8 参照】

(3) 避難者の他地区への移送

- ア 市長は、避難者の生命、身体保護のため、移送を必要とするときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては泉南警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の警戒等の措置を要請する。
- イ 市長は、被災地域が広域にわたり、市域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ、自己の能力では処理できない場合は知事に応援を要請する。

3 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の避難所設置のための費用は、次表に定めるとおりである。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第5 各種施設等の避難対策

(1) 学校施設

ア 実施担当

- (ア) 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- (イ) 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学生別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速かつ確実に校内又は校外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知、連絡

- (ア) 学校長は、職員及び児童生徒に対する避難の指示をサイレン又は拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。
- (イ) 学校長は、児童及び生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会にその旨連絡する。

ウ 移送方法

- (ア) 教職員は引率責任者として、児童及び生徒を町又は字別に班編成し、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。
- (イ) 危険な橋、堤防その他新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。
- (ウ) 引率責任者は、メガホン又は携帯マイクを所持する。
- (エ) 感電、水没等の事故防止に努める。
- (オ) 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

(2) 幼稚園・保育所(園)施設

幼稚園長及び保育所(園)長は、上記(1)「学校施設」に準じて避難対策を実施する。ただし、保育所(園)では、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行うか、又は施設内で保護者に園児を引き渡すものとする。

(3) 病院施設

ア 実施担当

病院長又は病院の管理者(以下「院長等」という。)は、被害を最小限にとどめるため、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は避難所、病院の空き地、その他安全な場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

ウ 移送方法

- (ア) 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の移送を行う。
- (イ) 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部

等の車両の応援を得て移送を行う。

(f) 院長等は、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導をするため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで移送する。

(g) 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(4) 公共ホール、事業所等

ア 実施担当

公共ホール、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

イ 移送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市等の車両の応援を得て移送を行う。

ウ 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

(5) 駅等

ア 実施担当

(f) 駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停止等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。

(g) 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに駅以外の安全な避難場所に誘導する。その際、可能な限り本部長、警察署長に連絡し、安全な避難経路、避難場所を確認して誘導する。

イ 移送方法

災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

(6) 社会福祉施設

ア 実施担当

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

イ 移送方法

避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行う。

(7) 土砂災害危険箇所

ア 実施担当

(f) 土砂災害等の危険区域で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の

市民に対し、立退き又はその準備を行うよう指示する。

- (4) 消防職員及び消防団員は、主として避難誘導及び救助を行う。

イ 対象地域

- (ア) 土石流危険渓流
 - (イ) 土石流危険渓流に準じる渓流
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域
 - (エ) その他土砂災害の危険があるところ

ウ 警戒避難の基準

過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても次に掲げる場合には、市民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
 - (イ) 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合
 - (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
 - (エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
 - (オ) 渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

エ 急傾斜地崩壊危険区域の避難所

急傾斜地崩壊危険区域内の居住者の避難所は次のとおりである。

表 急傾斜地崩壊危険区域内の居住者の避難先

区域名	所在地	指定年月日等	避難所
飯ノ峯	箱作	平成5年3月31日	貝掛中学校

オ 斜面判定士の活用

府及び市は、NPO 法人大阪府ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または、災害発生のおそれのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士を活用する。